



鳥取県公報

平成18年 1月26日(木)
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (48) (経営支援課)	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (49) (〃)	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (50) (水産課)	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (51) (〃)	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (52) (〃)	5

告 示

鳥取県告示第48号

平成 8 年鳥取県告示第247号 (農業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

平成18年 1月26日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則 (昭和37年鳥取県規則第 2 号) 第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																			
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年以内であるものに限る。) を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.2 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。) を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.225 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。) を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.275 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。) を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.325 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年以内であるものに限る。) を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合	年 0.2 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。) を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。) を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。) を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年以内であるものに限る。) を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.225 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。) を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.275 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。) を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.325 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。) を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.375 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年以内であるものに限る。) を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。) を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。) を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。) を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年以内であるものに限る。) を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合	年 0.2 パーセント																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。) を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。) を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。) を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント																				
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年以内であるものに限る。) を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。) を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。) を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント																				
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金 (償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。) を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント																				

2 保健増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	12年超13年以内	年2.2パーセント以内	年0.65パーセント	
			13年超14年以内	年2.2パーセント以内	年0.65パーセント	
			14年超15年以内	年2.3パーセント以内	年0.55パーセント	
			6年以内	年0.9パーセント以内	年1.95パーセント	年1.10パーセント
			6年超7年以内	年0.95パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント
			7年超8年以内	年1.05パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント
			8年超9年以内	年1.15パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント
			9年超10年以内	年1.25パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント
			10年超11年以内	年1.35パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			11年超12年以内	年1.35パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			12年超13年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			13年超14年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			14年超15年以内	年1.55パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.15パーセント以内	年1.7パーセント
	6年超7年以内	年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント		
	7年超8年以内	年1.3パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント		
	8年超9年以内	年1.4パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント		
	9年超10年以内	年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント		
	10年超11年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
	11年超12年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
	12年超13年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
	13年超14年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
	14年超15年以内	年1.8パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント		
	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.4パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	
		6年超7年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	
		7年超8年以内	年1.55パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント	
8年超9年以内		年1.65パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント		
9年超10年以内		年1.75パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		
10年超11年以内		年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
11年超12年以内		年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
12年超13年以内		年1.95パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
13年超14年以内		年1.95パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
14年超15年以内		年2.05パーセント以内	年0.8パーセント			
3 生活環境施設整備資金		25年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	

備考 略

2 保健増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	12年超13年以内	年2.2パーセント以内	年0.75パーセント	
			13年超14年以内	年2.3パーセント以内	年0.65パーセント	
			14年超15年以内	年2.3パーセント以内	年0.65パーセント	
			6年以内	年0.95パーセント以内	年2.0パーセント	年1.15パーセント
			6年超7年以内	年0.95パーセント以内	年2.0パーセント	年1.15パーセント
			7年超8年以内	年1.05パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント
			8年超9年以内	年1.15パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント
			9年超10年以内	年1.25パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント
			10年超11年以内	年1.35パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント
			11年超12年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			12年超13年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			13年超14年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			14年超15年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント
	6年超7年以内	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント		
	7年超8年以内	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント		
	8年超9年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント		
	9年超10年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント		
	10年超11年以内	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント		
	11年超12年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
	12年超13年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
	13年超14年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
	14年超15年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	
		6年超7年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	
		7年超8年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	
8年超9年以内		年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント		
9年超10年以内		年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント		
10年超11年以内		年1.85パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		
11年超12年以内		年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
12年超13年以内		年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
13年超14年以内		年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
14年超15年以内		年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
3 生活環境施設整備資金		25年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	

備考 略

鳥取県告示第50号

平成8年鳥取県告示第250号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。
平成18年1月26日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
利子補給率					利子補給率				
漁業近代化資金 通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第2項第1号から第4号まで	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号まで	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号まで	漁業近代化資金 通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第2項第1号から第4号まで	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号まで	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号まで

漁業近代化資金の種類	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	第10号に掲げる者	漁業近代化資金の種類	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	第10号に掲げる者	
	略					略				
3 規則別表2に掲げる資金	年1.20パーセント	年1.00パーセント	年1.20パーセント	年1.20パーセント	年1.00パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
略					略					

鳥取県告示第51号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成18年1月26日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成18年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
<u>年1.6パーセント</u>	略	<u>年1.7パーセント</u>	略

鳥取県告示第52号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成18年 1月26日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成18年 1月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率			1 規則第 2 条第 3 項第 3 号の貸付利率及び規則第 4 条の利子補給率		
資金の種類	貸 付 利 率	利子補給率	資金の種類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第 7 号の資金	年2.225パーセント	略	規則別表第 7 号の資金	年2.325パーセント	略
その他の資金	年1.6パーセント	略	その他の資金	年1.7パーセント	略
2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第 2 項の貸付利率及び利子補給率		
貸 付 利 率	利子補給率		貸 付 利 率	利子補給率	
年1.6パーセント	略		年1.7パーセント	略	

